

第 110 回女性に対する暴力に関する専門調査会 ヒアリング_名古屋市

(参考：名古屋市の組織体制・令和元年度相談実績)

組織	内容	DV 対応件数
配偶者暴力相談支援センター	DV の専門相談機関。	473
DV 被害者ホットライン	土日祝日等の相談事業。 (民間団体に委託)	232
社会福祉事務所 (22 か所)	DV と児童虐待双方を担当する係長級職員、 DV 対応を行う相談員、児童虐待対応を行う 相談員、児童相談所との兼務の児童福祉司を それぞれ配置している。	9,037
合計		9,742

1 児童虐待対応とDV対応との連携

(1) DV と児童虐待が重複して発生している事案への対応の現状

① 事案への対応

DV 対応機関（配偶者暴力相談支援センター）で児童虐待を把握した場合

- ・ 面前DV の状況や、子ども自身への暴力の有無の確認を行うなど、児童虐待の観点を意識した相談対応を行っている。
- ・ 子どもへの虐待を把握した場合は、相談者に対して通告の義務について説明したうえで児童相談所へ通告をすることとしている。

児童相談所でDV を把握した場合

- ・ 通告を受け付けたすべてのケースについて、社会福祉事務所でのDV 相談歴を確認している。
- ・ 警察等から面前DV の通告があった際には、社会福祉事務所のDV 相談対応担当につなげている。

社会福祉事務所において重複する事案を把握した場合

- ・ DV と児童虐待双方を担当する係長級職員の配下にそれぞれの対応相談員が配置されていることから、情報の共有を行い連携した対応を行っている。

② 担当者研修

DV 対応機関と児童虐待対応機関の担当者研修

- ・ 社会福祉事務所のDV、児童虐待それぞれの担当職員と、配偶者暴力相談支援センター職員、児童相談所職員を対象として、平成 28 年度より合同研修を実施している。合同研修では、双方の機関が関わった実際のケースを参考に事例を用意し、事例検討を行うことで、ケースの見立てや支援スタンスの違いなど相互理解を深めている。

(2) 児童虐待対応機関との情報共有

① 要対協への参画の状況、ケース会議の開催状況

- ・配偶者暴力相談支援センターは要対協の構成員とはなっていないが、所管部長が市の代表者会議に参加している。
- ・社会福祉事務所においては、DVと児童虐待双方を担当する係長級職員が要対協の事務局となっていることから、当該職員は要対協のすべての会議に参加している。
- ・社会福祉事務所において、DV対応を行う相談員が実務者会議に参加している割合は13.6%であるが、参加していない86.4%についても、係長級職員が参加している、事前の打ち合わせには参加している、日常的に情報共有ができていなどの理由が多く、一定の関わりを持つことはできている。
- ・そのほか、児童相談所で通告を受理したケースについては、社会福祉事務所に受理票を全件送付することで情報共有を行っているため、社会福祉事務所ではDVの有無を含め児童相談所の虐待ケースを把握できる仕組みとなっている。

② 連携にあたっての課題

- ・児童相談所において、DV被害者を発見した際にはDV相談窓口を案内しているが、DV被害者に当事者としての認識がないなどによりDV相談につながらないことも多い。また、児童相談所の職員は多忙なため、DV相談に確実につなげるまでの支援はできていない。
- ・DVと児童虐待が併存しているケースにおいて、子どもの安全の確保のため、DV対応担当がDV被害者に対して積極的な関わりを求められる場合があるが、DV対応担当は被害者の意思を尊重した支援をするため受け身となり、連携した支援が進まないことがある。
- ・配偶者暴力相談支援センターのDV相談において児童虐待を発見した際には、相談者に通告の義務を説明して通告すべきであるが、相談者が児童相談所への通告を極度に恐れ、個人を特定する情報提供をかたくなに拒む場合については通告ができない。
- ・配偶者暴力相談支援センターから児童相談所へ通告をする場合、単に児童虐待の事実を通告するだけではなく、DV対応機関としての支援方針を添えて通告するよう求められることが多いため、通告の敷居の高さを感じている。
- ・配偶者暴力相談支援センターはDV相談対応を行う専門機関ではあるが、婦人相談所の一時保護の依頼や母子生活支援施設への入所決定等、具体的な支援について社会福祉事務所で行うこととなっていることから、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携した支援はできていない。
- ・面前DVケースについて、DVか児童虐待かどちらの担当職員が主体となっどのように関わるべきか支援の進め方等が定まっておらず、単なる情報共有にとどまってしまう場合が多い。

2 被害者保護の充実

(1) 被害者保護の実情

① 公的シェルターの運営状況

- ・本市は公的シェルター（一時保護所）の運営はしていない。
- ・本市では、被害者の安全の確保として、母子生活支援施設の居室を一時的に利用提供する「母子等緊急一時保護事業」や、緊急に保護を必要とする被害者に対して一時的に民間宿泊施設での宿泊を提供する「緊急宿泊事業」を実施している。

② 民間シェルターとの連携、委託状況

- ・民間シェルターは、公的な一時保護所の厳しい条件（通信機器の使用や外出の禁止など）になじみにくい方を社会福祉事務所等からつないで利用させていただくほか、被害者自身が直接民間シェルターに相談することで利用されている。

(2) 公的シェルターの抱える課題、民間シェルターとの連携に関する課題

- ・公的な一時保護所は社会福祉事務所からの依頼により利用できるが、受け入れの調整に時間がかかることが多いほか、厳しい条件を示されて受け入れを断られる場合もある。
- ・民間シェルターのスタッフは、DV防止法などが整備される前から活動されている方が多いため高齢化が進んでいる。

(3) 民間シェルターへの財政的支援

- ・民間シェルター2か所に対して補助金を交付している。
（補助対象経費は、建物等の賃借料、光熱水費、消耗品・備品相当経費、受け入れ補助、および自立支援・定着支援事業実施経費。）

3 コロナ禍において課題として感じていること

- ・緊急的な安全の確保として婦人相談所の一時保護所や本市の「母子等緊急一時保護事業」などがあるが、施設等集団生活のため感染のリスクが高く、少しでも体調がすぐれない方は受け入れてもらえないなどの支障があった。
- ・コロナ禍においても相談を継続しているが、DV相談対応においては一時保護所への移送や母子生活支援施設への入所など同行支援や面接相談が必要となる場合が多く、常に感染リスクに不安を感じている。
- ・配偶者の在宅勤務や子どもの休校などにより、家族が在宅していると相談に出向きにくく、相談電話がかけづらいなどと訴える方もいた。

4 その他の課題

(1) 相談支援体制

- ・男性からの相談も徐々に増えているが、安全の確保のための方策など整っておらず、相談を受ける際にも消極的な対応になってしまう。

(2) 関係機関・団体との連携

- ・警察との連携については、役割の違い等から相互理解が不足しているため、スムーズに連携ができないことがある。

(3) 被害者の自立支援

- ・若年女性（18・19歳）の自立に向けた支援は、未成年であるため住居の確保など困難な場合が多いなど課題が多い。